

愛知県農薬管理指導士養成研修 認定試験問題・解答及び解説（令和7年度）

番号	問題・解答・解説
1	<p>発生予察情報のうち「警報」とは、重要な病害虫が大発生することが予想され、すぐにも防除する必要があるときに発表される。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：「農薬概説2025」（以下、「テキスト」という。）p. 23-24を参照。</p>
2	<p>農薬取締法は、農薬の製造、輸入、販売に関する法律であり、農薬の使用に関する規定はない。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 74-77を参照。農薬取締法第二十四条（無登録農薬の使用の禁止）、第二十五条（農薬の使用基準の遵守義務化）、第二十六条（水質汚濁性農薬の使用の規制）、第二十七条（農薬の使用に関する理解等）は農薬の使用に関する規定である。</p>
3	<p>農薬管理指導士は、農薬の特性を踏まえた適正な使用等について、他の農薬販売者、生産者、ゴルフ場の農薬使用者などに指導・助言を行い、農薬の安全かつ適正な使用の推進に当たることが任務として求められる。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 178-179を参照。農薬管理指導士は、農薬の取扱いについて指導的役割を果たすべき者として認定されており、他の農薬販売者、生産者、ゴルフ場の農薬使用者などに指導・助言を行うことが任務として求められている。</p>
4	<p>農薬管理指導士は、農薬取締法などの関係法規、農薬の特性や適正な使用方法、病害虫・雑草の発生生態や防除に関することなど、農薬全般に関する一般的な事項についても十分な知識を有することが求められるため、都道府県や関係団体が主催する研修会などへの参加、農薬に関する情報収集などによって自らの資質を向上させようとする姿勢が重要である。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 178-179を参照。</p>
5	<p>農薬は農作物等の病害虫防除に用いられる薬剤とされているが、ここでいう農作物等とは、稻、野菜、果樹などの食用に供する目的で栽培している植物のことだけである。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 56を参照。農薬の定義に係る「農作物等」とは、人が栽培している植物の総称を指し、その栽培目的、肥培管理状況は問わないとされている。具体的には、一般の稻、野菜、果樹はもちろんのこと、鑑賞の目的で栽培されている樹木、盆栽、ゴルフ場や公園の芝生、街路樹等も該当する。</p>

番号	問題・解答・解説
6	<p>農薬を個人がインターネットで販売する場合については、特に販売業の届出は必要ない。</p>
6	<p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 70-71を参照。農薬を販売する者は販売所ごとに届け出なければならないとされている。販売所とは農薬の販売行為を行う場所を広く含めて解すべきであり、販売行為を行う物的施設だけでなく、インターネットを介して販売行為を行う事業者の事務所その他これに準ずる場所についても販売所に該当するものと解される。</p>
7	<p>特定農薬は、農薬登録がなくても農薬として使用することができる。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 57-59を参照。農薬取締法第三条及び第二十四条（テキストp. 74）により、農薬登録がなくても特定農薬は使用することができる。特定農薬は、その原材料に照らし安全性が明らかであるものとして農林水産省・環境省に指定される農薬で、製造・加工・輸入に登録を必要としない。</p>
8	<p>毒物劇物営業者は、劇物のみを販売する場合は、直接に劇物を取り扱う店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を設置しなくてもよい。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 83 6) を参照。</p> <p>毒物及び劇物取締法第7条第1項において、「毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。ただし、自ら毒物劇物取扱責任者として毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。」と規定されている。そのため、毒物劇物営業者は、取り扱うものが毒物、劇物問わず、直接取り扱う店舗には専任の毒物劇物取扱責任者を設置しなければならない。</p>
9	<p>毒物又は劇物を業務上取り扱う農家や農業経営体は、その取り扱う毒物又は劇物が流出し、不特定の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる必要がある。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 87 14) 及びテキストp. 88 17) を参照。</p> <p>毒物及び劇物取締法第17条第1項において、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない」旨が規定されている。この規定は、毒物及び劇物取締法第22条第5項において、毒物又は劇物を業務上取り扱うもの（毒物又は劇物を業務上取扱う農家や農業経営体も含まれる）にも準用される。</p>

番号	問題・解答・解説
10	<p>食品衛生法における「食品等事業者」には、食品若しくは添加物を輸入する者を含む。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 90を参照。（条文第三条）「食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、…）」とある。</p>
11	<p>食品衛生法によるポジティブリスト制度では、残留基準の定められた農薬等をリストとして示し、それ以外の農薬等については、一切含んではならない。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 91-92を参照。（条文第十三条）残留基準が設定されていない農薬については、一切含んではならないということにせずに、食品衛生法第13条第3項に基づき「人の健康を損なうおそれがない量」として「一律基準」0.01ppmが定められた。</p>
12	<p>食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 90を参照。（条文第1条）</p>
13	<p>農薬の中には、消防法で定める危険物に該当するものがあり、その貯蔵、取扱いについては、指定数量以上は消防法により規制されているが、指定数量未満については何ら規制がない。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 102の本文及び配布資料「農薬安全使用Q & A」p. 24の図を参照。指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いについては、市町村条例の規制を受け、指定数量の1/5以上の場合は少量危険物の届出が必要となる。</p>
14	<p>危険物の運搬については、その数量が指定数量以上の場合のみ、容器、積載方法及び運搬方法についての技術上の基準が定められている。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 102の本文及び配布資料「農薬安全使用Q & A」p. 24の図を参照。危険物の運搬については、その数量の多少にかかわらず、容器、積載方法及び運搬方法について行わなければならない技術上の基準が定められている。</p>
15	<p>農薬の種類名とは、農林水産省が農薬登録の際、命名するもので、原則として、その農薬に含まれる有効成分の一般名に剤型名を付して命名される。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 108を参照。（公社）緑の安全推進協会提供資料（講義参考資料「農薬一般」、「農薬の安全性評価及び各種基準」）（以下、「説明資料スライド」）p. 4を参照。</p>
16	<p>農薬使用時にその農薬の物理性を増強して効果を高めるために用いられ、薬剤の補助剤として使用される展着剤は農薬ではない。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 109を参照。説明資料スライドp. 5を参照。展着剤も農薬であり、農薬登録が必要である。</p>

番号	問題・解答・解説
17	<p>薬剤抵抗性の発達を遅らせるには、異なる系統の薬剤のローテーション散布や他の防除方法を組み合わせた管理が必要である。</p> <p>解答：○</p>
	<p>解説：テキストp. 124を参照。説明資料スライドp. 13を参照。</p>
18	<p>「乳剤」は、水和性を有し、水に混濁させて用いる製剤である。</p> <p>解答：×</p>
	<p>解説：テキストp. 111を参照。説明資料スライドp. 9を参照。</p> <p>「乳剤」ではなく「水和剤」の説明である。乳剤は、水に溶けにくい農薬原体を有機溶媒に溶かし乳化剤を加えた油状液体の製剤であって、水に希釈し乳濁した状態で用いる製剤である。</p>
19	<p>農薬登録に際しての評価は農薬の毒性だけで、使用者の暴露量は考慮されていない。</p> <p>解答：×</p>
	<p>解説：テキストp. 140を参照。説明資料スライドp. 40を参照。</p> <p>2020年（令和2年）4月から、農薬の毒性だけでなく、使用者の暴露量も考慮した評価法を導入した。使用量、使用方法、防護対策などを必要に応じて見直し、よりリスクの小さい農薬や使用方法についていく。</p>
20	<p>ある農薬を定められた使用方法に従って適正に使用した場合に残り得る農薬の最大の濃度に基づき、その農薬の様々な食品を通じた長期的な摂取量の総計がADIの8割を超えないこと及び個別の食品からの短期的な摂取量がARfDを超えないことを確認した上で、残留農薬基準として設定される。</p> <p>解答：○</p>
	<p>解説：テキストp. 136を参照。説明資料スライドp. 32を参照。</p>
21	<p>残留基準の定められていない農薬について、人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量（0.01 ppm：一律基準）を超えて残留する食品を販売等してはならない。</p> <p>解答：○</p>
	<p>解説：テキストp. 136を参照。説明資料スライドp. 39を参照。</p> <p>ポジティブリスト制度。</p>
22	<p>ADI（許容1日摂取量）及びARfD（急性参考用量）は、各種動物試験から求められた有害影響が認められない量（無毒性量）に安全係数（通常1/100）を乗じて、ヒトに影響のない量を求め、それぞれ定められる。</p> <p>解答：○</p>
	<p>解説：テキストp. 134-135を参照。説明資料スライドp. 33-34を参照。</p> <p>動物試験による結果であることとヒトにおいては個人差があることを考慮して、安全係数1/100 (1/(10[種間差] × 10[個人差])) を乗じてヒトに影響のない量を求めている。</p>

番号	問題・解答・解説
23	農薬は、土壤中での分解・消失に関する試験に基づき、半減期が1年を超えないように設定されている。
23	解答：×
	解説：テキストp. 134を参照。説明資料スライドp. 37を参照。使用した農薬の、後作物汚染を通じた人畜への健康被害を防止するため、土壤中での半減期が一定の期間（180日）を超えないように設定されている。また、半減期が100日を超える場合は、後作物の残留試験が要求され、その安全が確保されることが条件となる。
24	水田で使用される農薬では止水期間が決められているものもあり、この期間は水戻や畦畔からの漏水をしっかり止めておく必要がある。
	解答：○ 解説：テキストp. 147を参照。説明資料スライドp. 44を参照。また、止水期間以外でも、無用なかけ流しはしない。
25	食用農作物に対して農薬を使用する場合、定められた使用量又は濃度を超えて使用しても罰則の対象とはならない。
	解答：× 解説：テキストp. 152を参照。農薬取締法第二十五条第三項の違反となり、農薬使用者は罰則の対象となる。
26	農薬を使用したら、使用年月日や場所、農薬の名称等を農薬使用記録簿に記載するよう努めなければならない。
	解答：○ 解説：テキストp. 152を参照。
27	ミツバチが飼育されている場合、農薬使用者と養蜂家の間で農薬の散布時期などの情報共有や、巣箱の退避、ミツバチに影響の少ない薬剤や粒剤を選択するなどの対策を講じることが必要である。
	解答：○ 解説：テキストp. 170-171を参照。
28	公園や街路樹等の病害虫の防除については、病害虫の発生や被害の有無にかかわらず、定期的に農薬散布を行えば良い。
	解答：× 解説：テキストp. 171参照。公園や街路樹等における病害虫の防除に際しては、日常的な観察により被害を早期に発見して、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めるようにし、定期的に農薬を散布するこがないようにする。

番号	問題・解答・解説
29	<p>住宅地やその周辺等で農薬を散布する場合は、周辺住民に対して、事前に農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者の連絡先を回覧板、チラシ、掲示板などをを利用して十分な時間的余裕をもって周知する必要がある。</p> <p>解答：○ 解説：テキストp. 169を参照。</p>
30	<p>軽量な葉菜類や小型の果実などは農薬の残留リスクの高い作物といえる。さらに収穫に近い時期に飛散を受けると、飛散量が少しであっても残留農薬として検出される可能性がある。</p> <p>解答：○ 解説：テキストp. 173を参照。</p>
31	<p>農薬の容器に添付されるラベルには、その農薬を効果的かつ安全に使うために必要不可欠な事項が表示されているので、使用前に必ずラベルを読む習慣をつけ、使い慣れた農薬でも表示事項の変更に注意する。</p> <p>解答：○ 解説：テキストp. 155を参照。</p>
32	<p>医薬用外毒物・劇物に該当する農薬は、法令にしたがって専用の保管庫に鍵をかけて保管するが、それ以外の農薬の保管場所には鍵をかける必要はない。</p> <p>解答：× 解説：テキストp. 159を参照。医薬用外毒物・劇物に該当しない農薬の保管場所にも鍵をかける。</p>
33	<p>使用済み農薬の空容器は、他の用途には絶対に使わない。空容器の野焼きは法律で禁止されており、産業廃棄物処理業者に委託するなど、政令の定める処理基準に適合した処分を行う。</p> <p>解答：○ 解説：テキストp. 159を参照。</p>
34	<p>農薬の散布時には、マスク、保護めがね、手袋などの保護具を装着する必要があるが、散布液の調製時には保護具を装着する必要はない。</p> <p>解答：× 解説：テキストp. 166-167を参照。</p>
35	<p>散布液の調製時には、高濃度の農薬に触れる機会が多いため、保護具を必ず着用する。毒物・劇物にかかわらず全ての農薬は、他の容器に移し替えてはならない。それは、誤って使用したり、飲料物と間違えて誤飲することを防ぐためである。</p> <p>解答：○ 解説：テキストp. 165-168を参照。 農薬による近年の死亡事故は、誤用・誤飲等によるものがほとんどを占める。</p>

番号	問題・解答・解説
36	<p>植物の病気は、主因・素因・誘因の3者が揃ってはじめて起こり、その程度はこれらの相互作用によって決まる。つまり、病原体がいて、それに罹りやすい宿主植物がある場合でも、環境要因が揃わなければ病気は発生しない。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 192を参照。</p>
37	<p>植物ウイルスは自らの力で宿主植物体に侵入する機能を持っていないので、昆虫による媒介、接木や葉同士の接触による傷口などから侵入する。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 194を参照。</p>
38	<p>化学合成された薬剤を用いた防除手段として、植物に処理すると病気に対する抵抗性が誘導されて病気に罹り難くなる、抵抗性誘導を作用機構とする薬剤がある。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 208を参照。</p>
39	<p>同系統の薬剤を続けて使うこと（連用）、各種ガイドラインの活用や抵抗性（耐病性）品種の利用は、耐性菌対策として有効な手段である。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 217-219を参照。同系統の薬剤を続けて使うこと（連用）は、耐性菌対策上、最も避けるべきである。</p>
40	<p>ハダニ、サビダニ、コナダニなどのダニ類は昆虫の仲間であり、足は6本である。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 222を参照。ダニ類はクモの仲間で足は8本（原則）である。</p>
41	<p>害虫が卵から幼虫を経て成虫が交尾・産卵して死ぬまでの一生を1世代という。昆虫は、基本的には1年で1世代であり、1年に2世代以上を過ごす種類はない。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 225を参照。1年に2世代あるいはそれ以上を繰り返す種類（チャノキイロアザミウマなど）や、1世代に2年以上を要する種類（クビアカツヤカミキリなど）もある。</p>
42	<p>害虫の防除方法は、耕種的防除法、物理的防除法、生物的防除法、化学的防除法の4つに大分類されるが、天敵を利用することは物理的防除法である。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 231を参照。天敵を利用することは生物的防除法である。</p>

番号	問題・解答・解説
43	<p>殺虫剤抵抗性は、同一薬剤の連用による淘汰の結果、集団における薬剤抵抗性を持つ個体の比率が高まり、薬剤に効果を示さなくなる現象である。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 236-237を参照。</p>
44	<p>雑草の発生について、一般に雑草、特に種子から発生する雑草は、発生深度が数cm以内と浅い。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 257を参照。</p>
45	<p>除草剤の使用方法について、除草剤はそれぞれの雑草に対する効果（殺草幅）によってのみ、処理適期が定められている。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 260を参照。</p> <p>除草剤はそれぞれの雑草に対する効果（殺草幅）と作物に対する安全性の面から処理適期が定められている。</p>
46	<p>植物成長調整剤の登録には、薬効、薬害だけでなく、毒性、残留性など、人畜への安全や環境への影響に関する試験成績が求められる。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 265を参照。</p>
47	<p>植物成長調整剤の効果を発揮させるためには、多量の使用を心掛ける必要がある。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 270を参照。</p>
48	<p>マルチローター（ドローン）は無人ヘリコプターより安価で、取り扱いが容易なことから、農家が自ら行える空中散布機としてニーズが高まっている。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 187を参照。</p>
49	<p>乗用管理機は一人で広い面積への散布作業が可能で、作業者への農薬暴露も少ないため、いろいろな作物へ普及している。</p> <p>解答：×</p> <p>解説：テキストp. 185を参照。上方からの散布であるため背の高い作物へは散布ムラが生じる。</p>
50	<p>散布粒子の大きさ（粒径）は薬液の圧力、ノズル口径・形状によって決まる。よって効力、作物への付着、到達距離等を考慮し適切な散布圧力で作業を行うことが重要である。</p> <p>解答：○</p> <p>解説：テキストp. 191、ノズルの豆知識を参照。散布ノズルには適正な圧力範囲がある。</p>